

山形県立高等学校小規模校における入学者選抜方法改善検討委員会  
第2回検討委員会

令和3年6月25日  
県庁 1101 会議室

- 1 開 会
- 2 県教育委員会挨拶
- 3 報告
  - (1) 第1回検討委員会の概要について
  - (2) その他
- 4 協議
  - (1) 小規模校における入学者選抜方法改善の方向性について
  - (2) 今後の進め方について
  - (3) その他
- 5 その他
- 6 閉 会

# 山形県立高等学校小規模校における入学者選抜方法改善検討委員会

## 第2回検討委員会 座席表

### 議長

大森 桂 委員長 山形大学 地域教育文化学部学部長

柚木 泰彦 委員  
東北芸術工科大学デザイン工学部  
プロダクトデザイン学科 教授

大西 正明 委員  
山形県高等学校障がい児学校教職  
員組合 執行委員長

赤塚 枝美 委員  
酒田市立東部中学校長

布施 将英 委員  
山形県高等学校PTA連合会会長

田宮 邦彦 委員  
私立新庄東高等学校長

地主 好 委員  
県立寒河江高等学校長

### <事務局>

吉田 直史 高校教育課 課長	佐藤 正寿 高校教育課 課長補佐	奥山 浩之 高校改革推進室 室長補佐	佐藤 元 義務教育課 課長補佐
----------------------	------------------------	--------------------------	-----------------------

丹野 陽 高校教育課 主任指導主事	東 博一 高校教育課 指導主事	鈴木 貴志 高校教育課 指導主事	井上 文 高校教育課 指導主事	半藤 博士 義務教育課 指導主事
-------------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	------------------------

---

報道関係者

山形県立高等学校小規模校における入学者選抜方法改善検討委員会 名簿

1 検討委員

	役職名	所属	職名	氏名
1	有識者(大学) 【委員長】	山形大学地域教育文化学部学部	学部長	大森 桂
2	有識者(大学)	東北芸術工科大学デザイン工学部 プロダクトデザイン学科	教授	柚木 泰彦
3	PTA関係者	山形県高等学校PTA連合会	会長	布施 将英
4	山形県教職員組合	山形県高等学校障がい児学校教職員組合	執行委員長	大西 正明
5	山形県私立中学高等学校協会	私立新庄東高等学校	校長	田宮 邦彦
6	山形県中学校長会	酒田市立東部中学校	校長	赤塚 枝美
7	山形県高等学校長会	県立寒河江高等学校長	校長	地主 好

2 事務局

	所属	職名	氏名
1	県教育庁高校教育課	課長	吉田 直史
2	県教育庁高校教育課	課長補佐	佐藤 正寿
3	県教育庁高校教育課高校改革推進室	室長補佐	奥山 浩之
4	県教育庁高校教育課	主任指導主事	丹野 陽
5	県教育庁高校教育課	指導主事	東 博一
6	県教育庁高校教育課	指導主事	鈴木 貴志
7	県教育庁高校教育課	指導主事	井上 文
8	県教育庁義務教育課	課長補佐	佐藤 元
9	県教育庁義務教育課	指導主事	半藤 博士

(1) 第1回検討委員会の概要について

→資料1

令和3年5月21日に行われ、報告においては、小規模校の概要、小規模校をめぐる動き、検討委員会設置の背景について事務局より説明を行った。

協議においては、小規模校における入学者選抜方法改善の方向性（下記ア～ウ）について検討した。

ア 普通科を含む小規模校への推薦選抜の導入

イ 推薦選抜における県外募集の導入

ウ 県外志願者の合格者の割合を定めた規程（県外受入れ要綱）の簡素化、及び県外志願者の合格者割合の拡大

実施時期については、現在の中学校3年生が受検する令和4年度入学者選抜から実施する方向で検討した。

また、第1回検討委員会以降の検討の進め方とスケジュールについても検討した。

(2) その他

第2回検討委員会までの動き

○第1回検討委員会の報告

地域連携協議会を設置している自治体・学校へ事務局が出向いて説明を行った(12か所)

○HPの公開

○各地域連携協議会（自治体）及び学校へのフィードバック

## 協議

### (1) 小規模校における入学者選抜方法改善の方向性について

#### ①推薦入学者選抜の規定

推薦入学者選抜における募集人員は、学科に関わらず小規模校は入学定員の30%以内で学校が定める。ただし、県外募集を実施する学校については上限を50%とすることができる。

- 現在、総合学科である荒砥高校と遊佐高校は、推薦選抜における募集人員を「定員の30%以内」(資料2)としているが、それに準じる
- 県外募集を行う学校については、推薦選抜において県内志願者が不利益を被らないようにするため、基準とする30%に、県外分に相当する20%(8名)を加えて募集人員を50%まで高められるようにする

#### ②県外志願者の募集人員(県外志願者の受入れ人数)

県外志願者の募集人員は、推薦入学者選抜においては8名(定員の20%)以内、一般入学者選抜においては2名(定員の5%)以内で、学校が、学校所在の自治体等の意向を確認しながら、地域の実情に応じて適切に定めることとする。

また、一般入学者選抜に限り、倍率が1倍を超えない場合は、学校が定めた上限を超えて定員の範囲内まで県外志願者を合格とすることができる。

- 県内志願者への影響を考慮した上で、現行の要綱(資料3)より県外志願者の受入れ人数の上限を拡大する
- 小規模校に係る県外志願者受入れ要綱は新たなものを作成する
- 県外志願者の募集人員は、実数で表すことを基本とし、分かりやすいものとする
- 自治体の受入れキャパシティ(住居や経済的支援)に応じた人数設定を可能とする
- 一般選抜で倍率が1倍を超えない場合に、上限を超えて県外志願者を合格とすることができることは、現行制度と同じである

### (2) 今後の進め方について

# 資料編

## 第 1 回 山形県立高等学校小規模校における入学者選抜方法改善検討委員会 記録(概要)

## I 概要

- 1 主 催 山形県教育委員会
- 2 日 時 令和 3 年 5 月 21 日(金) 10 時から正午まで
- 3 会 場 あこや会館 201 会議室
- 4 出席者 検討委員 7 名、事務局 8 名

## II 記録

- 1 開会
- 2 県教育委員会挨拶
- 3 検討委員の紹介
- 4 報告

## (1) 県立公立高校小規模校の概要について

発言者	意見概要（質問・意見、回答等）
委員	資料 1 の荒砥高校について、在籍生徒数の 3 年 36 人に、アンダーラインが引いてあるのは、この年までは 80 人定員で募集したという意味か。
事務局	その通りである。
委員	資料 1 に各町の中学校卒業者数減少の見通しについて示してあるが、これを例えば 5 年、10 年先までの人数をグラフ化した資料があるとわかりやすい。それがあると、人数の減少に対してどのような対策を立てられるかの議論もできると考えたところである。
事務局	御意見として承る。

## (2) 小規模校をめぐる動きについて

発言者	意見概要（質問・意見、回答等）
委員	① 県庁内に設置された「小規模校の在り方検討会議」の構成員として、教育委員会以外の部局も入っており、地方創生の観点から望ましいことである。 ② 県立高校の再編整備に係る基本方針では、地域連携協議会の取組みを令和 4 年度までとし、その後の入学者を見て学校の在り方を考えるとしている。町では学校の存続を希望している。石川県が行ったある高校に係る試算によると経済効果は 20 億円程度とされている。その中で、県としては、入学者数が令和 5 年度から 2 年連続で 2 分の 1 を下回った場合は、すぐ募集停止とするのか。
事務局	②について、県立高校の再編整備に係る基本方針では、令和 5 年度以降は「目安として、入学者数が 2 年連続して定員の 2 分の 1 に満たない場合、設置主体の変更を含め、地元市町と改めて協議」としている。即座に募集停止というわけではない。
委員	了解したが、「設置主体の変更も含め」ということは県立として存続させないということか。
事務局	「設置主体の変更を含め、地元市町と改めて協議」ということである。入学者が連続して大きく減った場合などにすぐ設置主体の変更を検討するのではなく、地元自治体と協議しながら高校の在り方について検討していくことになる。

委員	そもそも入学者が減っているのは地域の魅力が足りないことが原因であり、そこの改善も併せて行っていないと入学者増にはつながらない。また、地域連携協議会の取組み期間を3年間としているがその短期間で結果を出すのは難しい。10年スパンで考えていくべきであり、私が調べた徳島県のある町の取組みはおそらく10年スパンで考えているものと推測する。
事務局	取組み期間を3年間としたのは、生徒数が極端に減る前に取組みを行ってもらえるように考えたためである。また同様の取り組みをしている広島県の例を参考にした。御指摘のとおり、入学者の減少は学校だけの課題ではなく、町・地域の努力も当然必要であり、地域連携協議会を町に設置しているのはそのためである。
委員	3年間の趣旨は理解したところであるが、地域の魅力を高めることもあわせて行う必要があり、そうなると3年間で地域の魅力を高めることは難しく、会社経営的な観点からも最低10年は必要であると考えたところである。
事務局	御意見として承る。
委員	現在の地域連携協議会の対象校は町に一つの高校だが、もし今後、市にある高校が1学級規模の高校になった場合、地域連携協議会の対象となるのか。
事務局	「地元市町と改めて協議」と市を入れているのは、市に所在する高校も対象となることも想定しているからである。

### (3) 検討委員会設置の背景について

発言者	意見概要（質問・意見、回答等）
委員	昨年度まで2年間行っていた「入学者選抜方法改善検討委員会」の検討結果についてもここで報告していただきたい。
事務局	令和5年度入学者選抜から、学力検査当日にインフルエンザ等で欠席した受検生のために追検査を実施することとし、あわせて追検査が可能な日程も検討した。また、一般入学者選抜（以下「一般選抜」と言う。）における面接は希望する学校のみとした。この2点の変更点である。一方で、検査問題におけるマークシートの導入は今回の改善では見送り継続検討としている。

## 5 協議

### (1) 小規模校における入学者選抜方法改善の方向性について

#### ア 普通科を含む小規模校への推薦選抜の導入

発言者	意見概要（質問・意見、回答等）
委員	<p>私立高校代表の立場で出席しているが、最上地区高校の現状から申し上げる。最上地区、北学区は中学生の減少が激しく、県立高校の統合計画は発表されたが、現在すべての高校で定員割れを起こしている中で、3つの分校は存続が決定された。</p> <p>高等学校入学者選抜の現状として、当地区では勉強しなくても高校に入学できる状況がずっと続いており、中学生の学習に好ましくない状態である。もし、小規模校である分校に推薦入学者選抜（以下「推薦選抜」と言う。）を導入すると、更に入学しやすい状況になり、中学生の学習に好ましい影響があるとは思えない。3つの分校の意義は同地区の人間として認めるものであるが、魅力化はかなり以前から検討されているものの有効な手が打てていない状態であると見ている。</p> <p>県外から積極的に生徒を受け入れたとして、入学するに足る魅力が学校や地域にあるかという課題があり、また、県外生が多く在籍する学校を県立高校として存続させて行くのかということも議論が必要だと思われる。</p> <p>総じて、これらの入学者選抜の改善は、最上地区の中学生が今より学校に入学しやすい環境を作ってしまう恐れがあると申し上げておきたい。</p>
委員	<p>酒田の中学校校長として西学区の状況をお伝えする。遊佐高校には県外から入学者があり、学校の活性化や地元出身生徒への好影響があると聞いている。一方で、地域おこし協力隊は遊佐町に残ってくれる人がいるが、県外生は3年間だけ在住しその後は県外の地元に戻ってしまう可能性が高いため、町の活性化につながる県外募集になるように検討する必要があると感じている町民もいるようだ。</p> <p>また、中学校代表としては、ア～ウという3つの入学者選抜改善の方向性は、問題ないと考える。ただ、魅力化も同時に図らない限り、小規模校の入学者増加につながるかどうかは分からないと感じている。</p>
委員	<p>確かに現在は全県的に受検者全員が入学できるような状態だが、大事なのは高校入学後にどのような教育を行うかである。今回の入学者選抜の改善は、導入・実施できる学校は積極的に進めることができるように制度を整えることであり、前向きな学校にとってはありがたい改善である。</p> <p>ただ、最上地区の新庄北高校などは、全日制、定時制、分校（最上校）が設置されているが校長は一人しかいない。新庄南高校などでも分校だけでなく本校もある。その中で、分校が積極的に魅力化を図ろうとしても校長が常に居るわけではないので、限界がある。その意味で、人的な配置・サポートが必須だと思われる。</p>
議長（委員長）	<p>この普通科小規模校が推薦選抜を導入することが可能となった場合、どのくらいの高校が推薦選抜を実施する見込みがあるか。制度を作る際には根拠となるデータも必要だと思われる。</p>

事務局	現在この検討委員会で検討中であるため、まだ各校に意向調査などしていないので不明である。
委員	仮に普通科小規模校が推薦選抜を実施するとして、現在連携型選抜と推薦選抜は同一日に実施しているが、やはり双方の選抜を同一日に実施することになるのか。
事務局	同一日に行うか別日に行うかは、今後検討して次回の検討委員会で方向性を示せたらと考えている。
議長（委員長）	様々な意見が出たが、アの「普通科を含む小規模校への推薦選抜の導入」を進めて行くということで、事務局としては意見を整理して今後の検討を進めていただきたい。

## イ 推薦選抜における県外募集の導入

発言者	意見概要（質問・意見、回答等）
議長（委員長）	県外募集の広報はどのように行っているのか。
事務局	県としては県のHPに実施校を掲載している。実際の広報は学校や町が中心となって行っている。県として有効な広報の方法は課題であると認識している。
議長（委員長）	せっきく県外募集をするのであれば、多くの人が見てくれるように、インターネットやSNSを使って有効に行っていただきたい。
委員	県外募集をしている学校や地域留学を行っている町のほとんどは、「地域・教育魅力化プラットフォーム」という全国規模の団体を通じて広報を行っている。多少経済的負担はあるが、そこに依頼すると、全国的に情報を発信してくれる。
委員	県外から入学した生徒は、宿舎等どのような生活をしているのか。また、世話などは誰がしているのか。
事務局	県外募集を行っている小規模校、例えば遊佐高校や小国高校については、学校が所在する町が宿舎を用意している。親元を離れて暮らすことになるので、小規模校に限らず県内高校に県外から志願する場合は、保護者に代わって世話をする人を定めるきまりになっている。
委員	現在の小規模校を会社だと仮定すると、入学者を見たとき、民間の感覚からは経営が厳しいと言わざるを得ない。これらの高校の入学者を増やすためには、各校で魅力を高める以外に方法はない。県外募集をするにしても、他県でも同じような状況を抱えており、少ない数の奪い合いになっている。よって、志願してくれるためにはやはり魅力を高める以外にない。一般的に言って、それらの地域の学力が高い生徒などは、地元の学校には進学しない傾向がある。繰り返すが、推薦選抜や県外募集をするならば、それぞれの学校が魅力を際立たせることがどうしても必要となる。
事務局	遊佐高校の例を紹介したい。遊佐高校には現在1、2年生7名の県外生が入学し、町で用意していただいた宿舎で町内で生活している。県外生のほとんどは関東圏からの入学者であるが、学校の活性化や地元生徒への好影響、そして町の活性化など、新しい風を吹かせていると、地元から高い評価を受けている。遊佐だけでなく複数の地域連携協議会から、地域活性化につなげたいという思いで、県外卒の拡大や推薦選抜における県外募集の導入などの要望を受けているところである。

委員	そういった側面があるとは承知している。 大事なものは、それを地元の子供たちで行うことであり、それが学校の魅力化につながるものと考えている。少ない県外生のために大きな労力と費用と使うことよりも地元の生徒に向けるべきだと思う。
委員	私は委員を引き受けた際に思ったことがある。現在それぞれの地域連携協議会で小規模校6校の魅力化・活性化策を、学校の将来を、本当に一生懸命になって考えている。その魅力化・活性化のために何か障害があるとしたら、それを取り除くために知恵を出し合うのがこの検討委員会ではないかと考える。地域連携協議会に関わる人々が、魅力化・活性化のために現状の制度が障害となっているならば、私は、それを取り除くために助力すべきだと思う。
委員	大いに賛成である。
委員	この小規模校の入学者選抜方法改善に反対しているわけではない。まずは実施してみてもどうかと思っている。ただし、これら6校についていたずらに決定を先延ばしすることはどうかと思っているだけである。それは子供たちのためにならないと考える。
委員	それは、県教育委員会も同じように考えているのではないかと。
事務局	地域連携協議会の取組みは令和2年度から3年間としている。その中で、魅力化・活性化を行うために県としてできることがあるとすれば、制度を整えたいと考えた。ただ、何度も繰り返し決定を先延ばしすることは、少子化の現状を踏まえても難しいと思われる。令和5年度以降の入学者が一つの目安になると思うが、そこで光明が見いだせればよいが、これだけ策を行っても上向かない場合は、学校の在り方について様々な意見を聞くことが必要になってくるとと思われる。
委員	このような課題を考える際には、まず20年後、30年後の「山形の教育の未来」を考えて、そこから逆に5年後、10年後に向けて考えることが求められる。この検討委員会で、10年後の未来・ゴールを共有できたらと考えている。
議長（委員長）	要点としては、いたずらに決定を引き延ばすことなく行うこと、未来を共有していければよいということ、そして単なる数合わせにならないようにということなどが挙げられた。

ウ 県外志願者の合格者の割合を定めた規程（県外受入れ要綱）の簡素化、及び県外志願者の合格者割合の拡大

発言者	意見概要（質問・意見、回答等）
委員	先ほど10年後の未来という話があったが、県教育委員会としてはどのようなグランドデザインを考えているのか。
事務局	県教育委員会では10年ごとに県立高校の再編整備計画を策定しており、現在の計画は平成26年度から令和6年度までのものであり、令和7年度からの10年間の計画は来年度から検討を始めることになっている。急速な少子化が進む中であるので、これまで以上に先を見据えて計画を作る必要があるとの認識を持っている。
委員	現在、大学の在り方も大きく変化しており、キャンパスを持たず学生が世界を飛び回るような大学もでてきている。昨年からのリモート化による教育のスタイルの変容も始まっている。各地に点在する高校に

	在籍する子供たちがより良い教育を受けられるように、インフラやカリキュラムをどう整備すればよいか、考えていく必要がある。
議長（委員長）	では、以上でア～ウの改善についての協議を終える。事務局は出された意見を整理して、次の検討委員会に向けて検討していただきたい。

## ②改善策の実施時期

発言者	意見概要（質問・意見、回答等）
委員	中学校の立場からすると、令和4年度入学者選抜からア～ウの改善内容を実施したとしても、問題はないと思われる。ただし、中学校においては7月頃から三者面談が始まるので、その頃まで方針が示されるよう、このことだけは必ず守っていただきたい。
議長（委員長）	特に反対もないようなので、令和4年度入学者選抜から実施するという事で御理解をいただいた。

## (2) 検討の進め方とスケジュールについて

発言者	意見概要（質問・意見、回答等）
委員	この検討委員会は小規模校の魅力化・活性化策を検討するための会であるとすれば、制度を作っただけで実効性がないのであれば意味がなく、入学者が集まるように学校が魅力を高め、大きく変化することを求めたい。美味しい蕎麦のためならどんなに遠い場所からも人はやって来るといふ。同じように学校も魅力を高めれば人は集まる。昨年と同じ程度の魅力であれば入学者は増えないと思う。
事務局	6つの小規模校の中にも様々な違いがある。既に推薦選抜を実施し、県外募集を行っている学校もあればそうでない学校もある。地域や学校によって実情は異なる。県としてはあくまで制度の導入や改善に前向きな学校や町がすみやかに実施できるようにするために、制度を設計し、このようなスケジュールで進めたいと考えている。一律に6校すべてに同じものを求めるのは難しいと思っている。その点も含め御理解願いたい。
議長（委員長）	では、このスケジュールで進めるということで御理解いただいた。

## (3) その他

委員	これらの入学者選抜方法改善を行うと、業務が増えることは間違いない。現在のいわゆる「高校標準法」では1学級規模の高校の教員は非常に少なく、ましてや小規模校の中には校長が配置されていない学校もある。教員の加配をしないと負担が過重になる恐れがあるため、教職員課に事務局から要望していただきたい。
委員	賛成である。
事務局	御意見として承る。担当課に伝えたい。

## 6 その他

- ・事務局より、第2回検討委員会は6月25日（金）午後との連絡があった。

## 7 閉会

## Ⅱ 推薦入学者選抜

### 1 目 的

#### (1) 職業に関する学科

地域産業の振興に寄与する職業人の育成を目指し、特に、当該学科で学ぶ職業に強い関心を持ち、将来の職業人として身につけるべき専門教育を受けることを希望するなど、明確な目的意識をもつ生徒を入学させることを目的とする。

#### (2) 理 数 科

科学技術の振興に寄与する人材の育成を図るため、特に、理科・数学を得意とし、将来の進路として、さらに高度な専門教育を受けることを希望するなど、明確な目的意識をもつ生徒を入学させることを目的とする。

#### (3) 体 育 科

体育・スポーツの振興に寄与する人材の育成を図るため、特に、体育・スポーツに興味・関心を持ち、将来の進路として体育分野の指導者を希望するなど、明確な目的意識をもつ生徒を入学させることを目的とする。

#### (4) 音 楽 科

音楽文化の振興に寄与する人材の育成を図るため、特に、音楽に興味・関心を持ち、将来の進路として音楽関係分野の指導者を希望するなど、明確な目的意識をもつ生徒を入学させることを目的とする。

#### (5) 総 合 学 科

総合学科の学習内容や方法に興味・関心を持ち、主体的に学習しようとする生徒を入学させることを目的とする。

### 2 志 願

#### (1) 志願資格

次の各号に該当するものとする。

① 令和3年3月に県内の中学校、これに準ずる学校又は義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者のうち、次の条件を満たす者。（注4）

ア 当該学科の学習に対する強い志望があり、目的意識が明確・適切であること。

イ 当該学科に対する適性、興味及び関心を有すること。

ウ 当該高等学校が別に定める出願要件を満たしていること。

エ 体育科にあつては、得意運動種目を有すること。

オ 音楽科にあつては、得意領域（声楽、器楽）を有すること。

② 合格した場合は、入学が確約できる者。

#### (2) 志願校

志願校は、「山形県立中学校及び高等学校の通学区域に関する規則（昭和24年3月5日教育委員会規則第4号）」、「山形市立商業高等学校管理運営規則」により次のとおりとなる。（資料3）（資料4）

---

注4 「これに準ずる学校」とは、特別支援学校の中学部をいう。

- ① 全日制の課程の理数科にあつては、東学区・北学区、南学区、西学区の3学区とする。
- ② 全日制の課程の次の学科並びに定時制の課程にあつては、全県1学区とする。
  - ・農業に関する学科、工業に関する学科、商業に関する学科、水産に関する学科、家庭に関する学科、看護に関する学科、情報に関する学科
  - ・体育科
  - ・音楽科
  - ・総合学科

(3) 対象学科

推薦入学者選抜は、全日制の課程、定時制の課程の、職業に関する学科、理数科、体育科、音楽科及び総合学科において実施することができる。

山形東、米沢興譲館、酒田東の探究科（理数探究科、国際探究科）においては実施しない。

(4) 募集人員

- ① 職業に関する学科、理数科、総合学科  
別に公告する当該学科の入学定員の30%以内とする。（注5）
- ② 音楽科  
別に公告する入学定員の50%程度とする。
- ③ 体育科  
別に公告する入学定員の70%程度とする。

(5) 志願制限

志願は、1人1校1学科とする。

(6) 学区外志願

事情により学区外の公立高等学校（全日制の課程の理数科）に志願する場合は、学区外高等学校志願許可願（別記様式第5号A）と学区外志願の理由を証明するに足る書類及び誓約書（別記様式第5号C）、それぞれ1部を県教育委員会教育長（郵送は高校教育課長あて）に提出し、県教育委員会が送付する学区外高等学校志願許可書（別記様式第5号B）を入学願書に添付すること。（注6）（注7）

(7) 進路等相談

中学校長は、必要がある場合は、令和3年1月18日（月）17時までに、志願先高等学校長に健康及び身体の状況について相談を行うことが望ましい。

(8) 出願

① 出願に必要な書類

A 共通に必要な書類

ア 推薦入学願書（別記様式推第1号……用紙は高等学校で用意する。）（注8）

県立高等学校志願者は、「山形県立学校の授業料等徴収条例」に基づき、入学者選抜手数料として、全日制の課程にあつては2,200円、定時制の課程にあつては950円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

市立高等学校については、「山形市立商業高等学校授業料等徴収条例」により、現金2,200円を添えて提出する。

(以下略)

## 山形県公立高等学校一般入学者選抜における県外からの志願者受入れに関する要綱

## 山形県教育委員会

## 第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、別に定めがある場合を除き、山形県公立高等学校入学者選抜の一般入学者選抜（以下「一般入学者選抜」という。）における県外からの志願者受入れに関する事務手続その他必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 山形県立高等学校（分校を含む。）をいう。
- (2) 志願者 一般入学者選抜における入学志願者をいう。
- (3) 県内志願者 志願者のうち保護者とともに県内に居住する者をいう。ただし、一家転住等や「通学の便」を理由として教育長が志願を許可した者は県内志願者とみなす。
- (4) 県外志願者 (3) 以外の志願者をいう。
- (5) 最終倍率 入学者選抜における最終の志願倍率をいう。
- (6) 学科 山形県立高等学校管理運営規則（昭和 41 年 4 月教育委員会規則第 3 号）別表第 1 に定める設置学科のうち大学科をいう。

## 第 2 章 県外志願者受入れの承認

(県外志願者受入れの承認)

第 3 条 山形県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、直近 5 年間における最終倍率の平均値が 1 倍に満たない学科がある学校のうち、次の各号のいずれかに該当する学校について、当該校長の申請により、県外からの志願者受入れを承認することができる。

- (1) 県内唯一の学科が設置されており、当該学科の直近 5 年間における最終倍率の平均値が 1 倍に満たない学校（この場合、県外志願者の受入れは、当該学科に限るものとする。）
  - (2) 1 学級規模の学校であり、学校と地域との連携が確立している学校
- 2 県外からの志願者受入れを希望する校長は、教育長が別に指定する期日までに、「県外からの志願者受入れのための申請書」（別記様式第 1 号）を教育長に提出しなければならない。

(受入人員)

第4条 志願者数が入学定員（以下「定員」という。）を超えた場合は、県外志願者からの合格者の割合を原則として次のように制限する。

- (1) 県内志願者の割合が定員の90パーセント以上の場合、県外志願者からの合格者の割合を定員の10パーセント以内とする。
- (2) 県内志願者の割合が定員の90パーセント未満の場合、県内志願者からの不合格者の割合を定員の10パーセント以内とする。

(承認の見直し)

第5条 教育長は、承認後5年ごとに県外からの志願者受入れの継続の可否を判断するものとする。

(以下略)

# 小規模校入学者選抜方法改善イメージ

補足資料

定員40名

